

「安保法案は九条違反」

2015年06月06日

衆議院憲法審査会は4日、憲法学者3人を招いて参考人質疑を行った。3人の学者は皆、集団的自衛権の行使容認を中心にする安全保障関連法案は「憲法九条」に違反するとの主張を展開した。憲法九条を、もう一度確認したい。

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

歴代の政府見解は九条の下で自衛のための戦力保持を合憲と認め、武力行使は日本に対する緊急、不正の侵害に対処する自衛のみに限られるとし、他国との集団的自衛権行使は許されないとしていた。安倍政権は憲法解釈を変更し、日本の存立が脅かされる場合は集団的自衛権行使が認められると、閣議決定した。集団的自衛権行使という意味は米国を中心に価値観を共有する国々と連携して、世界のどこでも切れ目なく軍事行動をするということである。安倍政権の憲法解釈を巡って、3人の憲法学者は答えている。

自民党、公明党、次世代の党が推薦した早稲田大学の長谷部恭男教授は下記のように発言した。集団的自衛権の行使容認は憲法違反である。従来の政府見解の枠内では説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがす。どこまで武力行使が許されているのか不明確で、現場の指揮官の判断に委ねられる。その結果（憲法が禁じる）外国との武力行使と一体化する恐れが極めて強い。

民主党が推薦した慶応大学の小林節名誉教授は下記のように発言した。憲法九条は、海外で軍事活動をするに法的資格を与えていない。集団的自衛権は、仲間の国を助けるために海外へ戦争に行くことである。後方支援は日本の特殊概念で、戦場に後ろから参戦するだけの話である。米国の部隊が最前線でドンパチやり、武器は日本が引き受ける、露骨な「戦争参加法案」である。国会が多数決で法案を承認したら、国会が憲法を軽視し、立憲主義に反することになる。

維新の党が推薦した早稲田大学の笹田栄司教授は下記のように発言した。内閣法制局は自民党政権と共に安保法制を作ってきて、「ガラス細工」とは言わないが、ぎりぎりのところで（合憲性を）保っていた。今回は踏み越えてしまっており、違憲である。政府が閣議決定した文章は読めば読むほど、どうなるのだからと、すっきり理解できなかった。国民の理解が得られるとは思えない。

「違憲である」と発言した3教授の考えは誰にも納得できる主張ではないか。これに対し、安保法案をまとめた公明党の北側一男氏は「九条の下でどこまで自衛の措置が許されるのかを突き詰めて議論した」と弁明している。菅義偉官房長官は「内閣の憲法解釈は法的安定性や論理的整合性が確保されている。違憲との指摘は全く当たらない。違憲でないという著名な憲法学者もたくさんいる」と応じている。

九条の条文の文言をそのまま残し、実態を全く無くしてしまうことに大きな危惧を持つ。親は子どもに「ウソをつくな」と教える。ならば、ウソのないように言葉を守らなければならない。言葉の真実と力を信じられない社会は無責任になり、精神的な虚無と退廃をもたらす。言葉の回復という視点からも、今後の日本文化の問題であると思っている。